



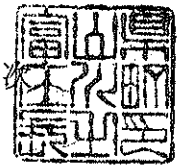
告示第 18 号

字の区域変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を別記のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

平成16年 6月18日

庄川町長 藤森 栄



別 記

字の区域の変更調書

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地 番
庄川町	青島	松川除後島	3243～3249まで、3250-1、3250-2、 3251-1、3253-2、3256-2、 3257の一部、3258-5の一部、 3258-6の一部、3258-7の一部、 3264-4の一部、3264-5の一部、 3313-1の一部、3316-1、3318-1、 3319-1の一部、3320-1、3320-2、 3321-1、3323-1の一部、3323-2、 3324から3326まで、3327-1、3327-2、 3328、3329-1、3329-2、3330、 3331-2、3332から3334まで、3335-1、 3335-2、3336-1、3336-2、 3337-1から3337-3まで、 3338-1から3338-3まで、 3339から3345まで、3346-1、3346-2、 3347-1、3347-2、3348から3351まで、 3351-2、3351-3、3352から3357まで、 3358-1、3358-5、3359-1、 3359-4、3360、3361-1、3361-4、 3364-1、3364-3、3365-1、 3365-3、3366、3367、3368-1、 3368-3、3368-10、3368-11、 3370-4、3697-2、3697-5、 3697-6、3697-7の一部、 3697-11から3697-13まで、 3701-3の一部、3704-4の一部、 3705-3の一部、3710-3の一部、 3710-4の一部、3710-5の一部、3715の一部、 3724-8、3724-9、3724-10の一部

上記の区域内にある国有地の全部を含む。

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地 番
庄川町	青島	松川除前	3723-1の一部、3724-7

市町村名	従前の字の区域を変更し、小字「松川除後島」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
庄川町	青島	松川除前	3722-1、3723-1の一部